

保護者の皆様

豊中市教育委員会事務局
学 校 給 食 課 長

学校給食中止依頼書による給食中止の手続きについて（ご案内）

日ごろは、学校給食の運営にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標題につきまして、学校給食については、事前に食材発注などの準備を行うため、風邪などによる急な欠席の場合は、原則として給食を止めることができず、給食費が発生します。

しかし、病気や怪我での入院による、長期（土・日・祝日を含まない連続 5 日以上）の欠席や食物アレルギーなどにより給食が食べられない等、やむを得ない事情がある場合は、所定の手続きをいただければ、連絡を受けた日の 3 日後（土・日・祝日は含まない）から学校給食の提供の中止が可能となり、中止した分の給食費は発生しません。【詳細は<補足説明>参照】

つきましては、長期で給食を中止される場合は、様式『学校給食中止依頼書』に必要事項をご記入のうえ、学校へご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、季節性インフルエンザや令和 5 年 5 月 8 日以降に感染症法の分類が第 5 類へ引き下げられた後の新型コロナウイルス感染症については、給食が中止できる基準である土・日・祝日を含まない連続 5 日以上が発症時点で未確定であるため、『学校給食中止依頼書』による給食中止の手続の対象外となりますので、ご了承ください。

〔留意事項〕

- ◆令和 5 年 5 月 7 日までの感染症法の分類が第 2 類に分類される新型コロナウイルスについては、欠席当日から給食を停止し、その期間の給食費は発生いたしません。『学校給食中止依頼書』による手続きも不要です。
- ◆学級休業については、期間の 2 日目以降から給食を停止し、その期間の給食費は発生いたしません。『学校給食中止依頼書』による手続きも不要です。
- ◆食物アレルギーなどで学校給食を中止する場合は、献立毎で中止することはできません。

『学校給食中止依頼書』の様式は市ホームページに掲載しております。

市ホームページトップ → 「学校給食中止依頼書」で[検索](#)

教育委員会事務局学校給食課
管理係 TEL：06-6152-9528
担当：富田 安居

<補足説明>

【連続5日以上の考え方】

給食中止対象となる長期の欠席とは、

土、日、祝日を含まない、連続5日以上欠席する場合を言う。

事例	5/10 (水)	5/11 (木)	5/12 (金)	5/13 (土)	5/14 (日)	5/15 (月)	5/16 (火)	5/17 (水)	5/18 (木)	5/19 (金)
5/15～19入院 ○						休	休	休	休	休
5/11～15入院 ×		休	休			休				
5/10～16入院 ○	休	休	休			休	休			
5/10～12と5/16～18入院 ×	休	休	休				休	休	休	

【連絡を受けてから給食中止対象となる日の考え方】

対象となる欠席のうち、給食費が発生しない日とは、

欠席連絡を受けた3日後（土・日・祝を含まない）からの日が対象となる。

事例	5/10 (水)	5/11 (木)	5/12 (金)	5/13 (土)	5/14 (日)	5/15 (月)	5/16 (火)	5/17 (水)	5/18 (木)	5/19 (金)
5/15～19入院 ○						休	休	休	休	休
5/12に連絡			連絡			対象外	対象	対象	対象	
5/15に連絡					連絡	対象外	対象	対象		
5/17に連絡							連絡	対象外		

「連絡」とは、原則、学校給食中止報告書が、学校に提出されていることを言う。